

経営事項審査及び建設工事入札参加資格審査の受付等について

1 受 付

(1) 平成27年度経営事項審査の受付

【知事許可業者】

対象となる決算期	受 付 日
個人及び平成26年10月～12月決算の法人業者	平成27年 3月19日（木）～ 20日（金）
平成27年 1月～ 3月決算の法人業者	平成27年 6月25日（木）～ 26日（金）
平成27年 4月～ 6月決算の法人業者	平成27年 9月24日（木）～ 25日（金）
平成27年 7月～ 9月決算の法人業者	平成27年12月 3日（木）～ 4日（金）

【大臣許可業者】

県建設部建設政策課で随時受付します。

(2) 平成28年度適用秋田県建設工事入札参加資格審査の受付

【知事許可業者】

経営事項審査と同時に受付しますが、最終の受付期限は、平成28年1月29日（金）までとします。

【大臣許可業者】

経営事項審査の結果受領後に受付しますが、最終の受付期限は、知事許可業者と同様に、平成28年1月29日（金）までとします。

(3) 受付場所

【知事許可業者】

主たる営業所を所管する地域振興局総務企画部総務経理課

※上記受付日に申請が間に合わない業者については、所管の地域振興局にお問い合わせください。

【大臣許可業者】

県建設部建設政策課

(4) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

2 留意事項

改正建設業法等の施行に伴い、経営事項審査の申請書類の様式が変わります。

また、平成28年度適用秋田県建設工事入札参加資格審査の申請書類の様式についても変更がありますので、平成27年度経営事項審査・平成28年度適用秋田県建設工事入札参加資格審査を申請する場合は、必ず、新様式で申請してください。

詳しくは、後日、下記ホームページに掲載する申請の手引をご確認ください。

【 秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」 】

美の国あきたホーム＞組織別案内＞建設部＞建設政策課（建設業班）

<http://www.pref.akita.lg.jp/www/genre/00000000000000/1330567268830/index.html>

公共工事入札・契約制度、建設業許可制度、経営事項審査
及び入札参加資格審査の改正に関する説明会

1 日程

	日 時	場 所
県北会場 (鹿角会場)	3月6日(金) 13:30～16:30	鹿角市十和田市民センター(ホール:150席) 鹿角市十和田毛馬内城ノ下7-5 電話:0186(35)3045
県北会場 (能代会場)	3月2日(月) 13:30～16:30	能代市文化会館(大ホール:1,181席) 能代市追分町4-26 電話:0185(54)8141
県央会場 (秋田会場)	3月5日(木) 13:30～16:30	秋田市文化会館(大ホール:1,188席) 秋田市山王7-3-1 電話:018(865)1191
県南会場 (大仙会場)	3月3日(火) 13:30～16:30	仙北ふれあい文化センター(イベントホール:最大800席) 大仙市堀見内字元田茂木7-1 電話:0187(69)3333

※各会場とも参加申込は不要ですが、定員を超えた場合は先着順となります。

※県北会場(鹿角会場)は、鹿角地域振興局管内の方のみ参加できます。ただし、用意できる座席が少ないため、鹿角地域振興局管内の方でも、できる限り県北会場(能代会場)を御利用くださるようお願いいたします。

2 内容(予定)

(1) 概要

第1部 13:30～14:20 ※公共工事発注者(県・市町村担当者)向けを兼ねて開催
公共工事の入札・契約制度の改正について……【発注者・建設業者向け】
(入札金額内訳書の提出義務化、施工体制台帳の作成義務の拡大等)

第2部 14:30～16:20

- ① 建設業許可制度の改正について……………【建設業者向け】
(許可基準の改正、許可申請書類の様式の改正等)
- ② 経営事項審査・入札参加資格審査の改正について……………【建設業者向け】
(経営事項審査の改正・面談審査効率化の取組、入札参加資格審査の改正等)

(2) 説明会資料

後日、下記ホームページに掲載される申請の手引等をダウンロード・印刷の上、説明会に持参してください。会場での配布はしませんので、御注意願います。

【秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」】

美の国あきたホーム>組織別案内>建設部>建設政策課(建設業班)

<http://www.pref.akita.lg.jp/www/genre/00000000000000/1330567268830/index.html>

【各会場の駐車場の御利用について】

全ての会場において、積雪等の影響により駐車場が不足しております。特に県央会場(秋田市文化会館)は、他の催し物と時間帯が一緒となった場合、大幅に不足することがございます。くれぐれも路上駐車等しないよう、相乗りや公共交通機関等を御利用いただくなど、御協力くださるようお願いいたします。

また、県北会場(鹿角市十和田市民センター、能代市文化会館)及び県南会場(仙北ふれあい文化センター)においても、同様の御協力をお願いいたします。

経営事項審査の改正に伴う建設工事入札参加資格 審査基準の取扱いについて

平成 2 7 年 2 月
建設政策課

公共工事を請け負おうとする建設業者が、その経営に関する客観的事項の審査として受ける経営事項審査の審査基準について、平成 2 6 年 6 月 4 日に公布・施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、若年の技術者・技能労働者等の育成及び確保の状況や、建設機械の保有の状況等に関する事項の適切な審査・評価に努めることが規定されたことにより、建設業法施行規則などが一部改正されたことに伴い、平成 2 8 年度適用（中間年）の県内建設業者に係る建設工事入札参加資格審査の基準のうち、関連する審査項目については、次のとおり取り扱うものとする。

1 建設業法施行規則の改正に伴う経営事項審査配点の改正点

項 目		内 容
技術力 (Z点) の評価 項目へ の追加	技術職員の数	一般建設業の営業所専任技術者の要件の見直し 職業能力開発促進法による技能検定のうち、建築板金（ダクト板金作業）の試験に合格した者等が管工事業の主任技術者の要件に追加されることにより、当該資格について管工事業の Z1 において新たに加点対象となる。（1～2 点）
社会性等（W点）の評価項目の追加・改正	①若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	若年技術者及び技能労働者の育成・確保の状況の新設 中長期的な公共工事の担い手を育成・確保する観点から、付加的な要素として W 点において新たに加点 ①若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況（1 点） ②新規若年技術職員の育成及び確保の状況（1 点）
	②建設機械の保有状況	評価対象となる建設機械の範囲の拡大 現行の評価対象であるショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザーに加えて、新たに次の 3 機種が加算評価の対象となった。 ①モーターグレーダー②大型ダンプ車③移動式クレーン（いずれの機種も 1 台につき W 点において 1 点、合計で最大 1 5 点（現状維持））

◎改正施行日：平成 2 7 年 4 月 1 日より適用

2 平成28年度適用中間年審査における取扱い

平成28年度適用中間年審査は、平成27・28年度適用定期年審査に対する追加登録を行うものであり、定期年審査と同じ格付基準点を採用することとしている。

客観的評価事項及び発注者別評価事項については、定期年審査と同様の審査基準で評価を行う必要があり、各審査項目についても制度改正前の結果に換算するものとし、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 客観的評価事項について

- | | | |
|----------------------|-----|--------------------|
| ①経営規模（工事種別年間平均完成工事高） | ・・・ | 経営事項審査の完成工事高を準用 |
| 〃（自己資本額等） | ・・・ | 経営事項審査の結果を採用 |
| ②経営状況 | ・・・ | 経営状況分析の結果を採用 |
| ③技術力 | ・・・ | 改正前の経営事項審査の結果に換算 |
| ④その他の審査項目（社会性等） | ・・・ | 改正前の経営事項審査の審査基準に換算 |

(2) 発注者別評価事項について

技術者の保有状況については、改正前の経営事項審査の審査基準に換算する。

その他の審査基準については平成27・28年度適用定期年審査と同じ。

平成29・30年度適用県内建設業者に係る建設工事入札
参加資格審査及び等級格付の基準の見直し等について

平成27年2月
建設政策課

1 平成29・30年度適用入札参加資格審査に係る見直しの内容

(1) 人材の確保・育成の状況【新規】

- 人材の確保・育成の状況については、品確法等の改正により建設工事の担い手の中長期的な確保・育成が重要課題と位置付けられたこと、特に本県においては人口減少が進行する中で若年者の県内定着の促進が求められていること等を踏まえ、独立した項目として設けることとし、従来から評価を実施している「男女共同参画」、「インターンシップ」及び「若年者雇用」については、本項目における評価事項として整理する。
- 少子化対策の取組については、中長期的な人材の確保・育成や子育て世代の就労環境の改善などにつながるものであり、建設業においても積極的に取り組むべき事項であることから、「人材の確保・育成の状況」における評価事項に追加する。
- 未就業者の職業体験の取組については、従来から地域貢献活動の1分野として評価していた「インターンシップの受入れ」に該当しない職業体験についても評価の対象範囲として拡大する。
また、インターンシップの受入れについては、建設業への入職促進に特に有効なものと解されることから、加点数を引き上げる。
- 若年者雇用の取組については、継続雇用の確認時点を前倒しすることにより申請者の負担の軽減等を図る。

平成27・28年度適用	平成29・30年度適用
社会的要請への対応の状況 男女共同参画課が実施する男女共同参画職場づくり事業において加対象者と認定された場合 +10点	人材の確保・育成の状況 ①男女共同参画に取り組んだ場合 男女共同参画課が実施する男女共同参画職場づくり事業において加対象者と認定された場合 +10点 ②少子化対策に取り組んだ場合 少子化対策局が実施する「子どもの国づくり推進協定」を締結した場合 +5点 ③未就業者の職業体験に取り組んだ場合 ・インターンシップ*を含む職業体験の取組を実施した場合 +5点 ・インターンシップ*を含まない職業体験の取組を実施した場合 +3点 * 連続3日以上実施したものに限る。 【対象期間】 申請期限の直近の12月31日までの2年間 定期年：H27. 1. 1～H28. 12. 31 中間年：H28. 1. 1～H29. 12. 31
地域貢献活動の状況 インターンシップの受入れを行った場合 +3点	

若年者雇用の状況 若年者を常時雇用の者として採用し、かつ、継続雇用している場合 1 名の場合 + 2 0 点 2 名以上の場合 + 3 0 点 【継続雇用の確認時点】 申請期限の直近の12月31日時点で継続雇用	④若年者を常時雇用の者として採用し、かつ、継続雇用している場合 1 名の場合 + 2 0 点 2 名以上の場合 + 3 0 点 【継続雇用の確認時点】 申請期限の直近の11月1日時点で継続雇用
--	---

(2) 社会的要請への対応の状況

- 障害者雇用に係る加減点については、法定雇用数を確認するための資料作成に係る申請者の負担の軽減等を図るため、雇用障害者数に応じた加点評価に変更する。
- また、障害者雇用の更なる促進を図るため、短時間勤務者についても評価対象とする。

平成 2 7 ・ 2 8 年度適用	平成 2 9 ・ 3 0 年度適用
社会的要請への対応の状況 ①常勤の障害者数が法定雇用障害者数を超えている場合 1 名につき + 1 % (上限 1 0 点) ②常勤の障害者数が法定雇用障害者数に達していない場合 1 名につき - 1 % ③男女共同参画課が実施する男女共同参画職場づくり事業において加対象者と認定された場合 + 1 0 点	社会的要請への対応の状況 ①身体障害者手帳等所持者 (短時間勤務者を含む) を雇用している場合 1 名につき + 5 点 (上限 1 0 点) 〔②は廃止〕 〔③は「人材の確保・育成の状況」①へ移行〕

(3) 社会保険加入の状況 (平成 2 6 年 2 月に決定・周知済み)

- 従前より実施している「健康保険及び厚生年金保険」の加入に加え、「雇用保険」の加入についても入札参加資格審査及び等級格付の基準に加える。

平成 2 7 ・ 2 8 年度適用	平成 2 9 ・ 3 0 年度適用
社会保険加入の状況 社会保険 (健康保険及び厚生年金保険) 加入義務のある事業所で、社会保険に未加入である場合は、等級格付しない。	社会保険加入の状況 社会保険等 (雇用保険、健康保険及び厚生年金保険) 加入義務のある事業所で、社会保険等に未加入である場合は、等級格付しない。

2 平成31・32年度適用入札参加資格審査に係る見直しの内容

(1) 評価項目等の見直し

①「新分野進出の状況」の廃止

近年の経営環境の変化等を踏まえ、評価項目から除外する。

②「若年者雇用の状況」における評価対象者の制限

評価の趣旨・目的が「若年者の県内定着の促進」であることをより明確にするため、評価対象者の範囲を「県内在住者」に制限する。

(2) 審査方法の見直し

①「地域貢献活動の実施状況」における評価対象期間の変更

申請者の負担の軽減等を図るため、評価対象期間の終期を面談審査開始前の時点に前倒することとし、活動の実施前に申告し、実施後に事後確認を行う仕組みを廃止する。

平成29・30年度適用	平成31・32年度適用
【対象期間】 申請期限の直近の12月31日までの2年間 定期年：H27.1.1～H28.12.31 中間年：H28.1.1～H29.12.31	【対象期間】 申請期限の直近の3月31日までの2年間 定期年：H28.4.1～H30.3.31 中間年：H29.4.1～H31.3.31

②「未就業者の職業体験」における評価対象期間の変更

申請者の負担の軽減を図るため、評価対象期間の終期を面談審査開始前の時点に前倒しすることとし、取組の実施前に申告し、実施後に事後確認を行う仕組みを廃止する。

[対象期間の変更内容は①に同じ]

3 その他

1及び2については、現時点で決定している見直し事項を記載したものであり、これらの見直し事項以外の事項を含めた、「平成29・30年度適用建設工事入札参加資格審査及び等級格付の基準」「平成31・32年度適用建設工事入札参加資格審査及び等級格付の基準」については、後日改めて決定の上、お知らせします。